

## 各地の自治体職員有志によるコンサートの会則

(名称)

第1条 この会は、「各地の自治体職員有志によるコンサートの会(以下「本会」という。)」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を福岡市役所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、「各地の自治体職員有志による復興応援コンサート(以下「コンサート」という。)」などの開催・出演及び付随事業を円滑かつ効果的に運営して実施するとともに、会員相互の親睦・交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンサートなどの開催・出演及び付随事業に関する事。
- (2) 参加者相互の親睦に関する事。

(組織)

第5条 本会は、次の各号の条件のいずれも満たした者を会員として構成する。

- (1) 地方自治体の職員(退職の職員も含む)でアマチュア音楽愛好家の方。
- (2) 個人参加で「入会申込書」を提出していただいた方。
- (3) 当会が運用するメーリングリストでの連絡が可能な方。
- (4) コンサートなどの参加にかかる交通費・宿泊費・食事などの費用を全額自己負担していただける方。
- (5) ピアノ以外で使用する楽器を独自に調達可能な方。
- (6) その他、代表が特に必要と認める者。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表兼プロデューサー 1名
  - (2) スタッフ 複数名
  - (3) 会計監査 1名
- 2 その他に本会の運営上必要と認められる場合には、代表がこれを定める。

(役員を選出等)

第7条 役員は、会員の互選により選出する。

- 2 役員任期は、コンサートが終了して当該事務が完了するまでとする。  
ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 代表兼プロデューサーは、本会を代表して企画にかかる責任者とする。

- 2 スタッフは、代表兼プロデューサーを補佐する。
- 3 会計監査は、会計を監査する。

(委任)

第9条 この会則に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は代表が別に定める。

附則

- この会則は平成30年2月1日から施行する。
- この会則は平成29年4月1日から施行する。